

2013年10月29日

AM&T INDIA LEGAL UPDATE

インド新会社法の成立と一部施行の概要

2013年8月9日付けのニュースレターにてお知らせしたとおり、先般、インドの会社法である「Companies Act, 1956」(以下「旧会社法」といいます。)が、およそ60年ぶりに抜本的に改正されました。

改正後の会社法は「Companies Act, 2013」(以下「新会社法」といいます。)として、2013年8月29日に大統領の承認を得て成立し、そのうち一部の条項については、新会社法成立の2週間後の同年9月12日付けで既に施行されています。

新会社法には、ガバナンスの強化、企業の社会的責任として果たすべき義務(CSR)の導入等、インドでビジネスを行う日本企業に大きな影響を及ぼす事項が含まれていることから、来春とも言われる全面施行に備え、あらかじめその内容を把握し、対応策を検討しておくべき必要性は高いと考えられます。

そこで、本ニュースレターでは、新会社法の概要について、旧会社法との違いを交えながら解説します。なお、上述のとおり、新会社法は、その一部が2013年9月12日付けで既に施行されているため、施行箇所の解説は、青文字で記載しています。

また、新会社法の規定中、特に日本企業への影響が大きいと思われるものについては、下線を付しています。

なお、本ニュースレターは、新会社法の概要を説明するものであり、改正点や留意が必要と思われる点の全てを網羅するものではありません。本ニュースレターにおいて触れられていない事項であっても、インドにおいて事業を行う日系企業に影響を及ぼす改正内容もございますので、ご注意ください。

【執筆担当：琴浦 諒 / 大河内 亮 / 山田 貴彦 / Veerasureshkumar Veerappan】

1. 新会社法の概要

新会社法は、第1章から第29章まで、470の条文から構成されています。

旧会社法と異なる規定は、概ね以下のとおりです。引用している条文番号は、特に断りがない限り、新会社法の条文を示しています。

なお、2013年9月12日付通達(Commencement notification)により既に施行されている規定については、「施行済み」と表記するとともに青文字とし、他方、本日現在において施行されていない規定については、「未施行」と表記しました。

(1) 定義規定関連

イ. 一人会社制度の新設(未施行)

旧会社法では、インドで会社を設立するためには、最低2名の株主が必要とされていました。

そのため、日本企業がインドに進出するに際して、インドに完全子会社を設立する場合でも、実質的な親会社以外にもう1名（1社）名目的な株主を用意する必要がありました。通常は、実質的な親会社のグループ会社に若干の株式を保有してもらうことで対応する例が多いのですが、必ずしもインドの事業に関係しないグループ会社に株式を保有してもらわなければならない煩雑さが問題となっていました。

この点、新会社法は、株主を1名とする一人会社の設立を可能にしており、かかる制度の導入は、会社制度の利用を促進するものとして好意的に受け止められています。

もっとも、近時公表された「Draft Rules under Companies Act, 2013」（以下「新会社法施行規則案」という。）によれば、一人会社を設立することができる者の範囲は、インド国籍を保有しインドに居住する自然人に限定されており、この規則がそのまま施行された場合、日本を含む外国企業がその完全子会社として一人会社を設立することは不可能となります。新会社法施行規則案は、今後修正される可能性もあるため、引き続き注視すべきです。

ロ. 小会社制度の新設（未施行）

新会社法では、新たに「小会社（small company）」という概念が導入されています（2条85項）。小会社とは、公開会社以外の会社であって、①払込資本の額が500万ルピー（若しくは5,000万ルピー以下で施行規則等で別に定める額）以下の会社、又は②直近の損益計算書における売上高が2,000万ルピー（若しくは2億ルピー以下で施行規則等で別に定める額）以下の会社をいいます。小会社については、取締役会の開催が半期に1回で足りる（通常は最低年4回の開催が必要）などとされており、会社のガバナンスに関する制約が低減ないし簡素化されます。

なお、「親会社（holding company）」や「子会社（subsidiary）」に該当する会社については、小会社の定義規定の適用はないとされているため、例えば、日本企業がインドに子会社を設立しようとする場合において、インドの子会社の運用負担を軽減するために小会社制度を利用することはできないと考えられます。

※「親会社」とは、1社以上の会社を子会社とする会社をいい（2条46項）、「子会社」とは、①ある会社（親会社）が取締役会の構成を支配する会社、又は②ある会社（親会社）が単独で若しくはその子会社と共同で株式の過半数を行使若しくは支配する会社をいいます（同条87項）。

ハ. 「非公開会社（private company）」の定義の見直し（施行済み）

旧会社法における「非公開会社」は、その附属定款において株主数の上限を50名とすることが必要とされていました。

新会社法では、「非公開会社（private company）」の定義が見直され、附属定款に定めるべき株主数の上限が200名に拡大されています。すなわち、新会社法において、「非公開会社」とは、払込資本が10万ルピー（又は施行規則等で別に定める額）以上の会社で、その附属定款において、次に掲げる事項が規定されている会社をいうとされました（2条68項）。

- ①株式の譲渡が制限されていること、
- ②（一人会社の場合を除き）株主数の上限が200名とされていること
- ③会社の有価証券の公募が禁止されていること

なお、新会社法において、「公開会社」とは、非公開会社以外の会社で、払込資本が50万ルピー（又は施行規則等で別に定める額）以上の会社をいいます（同条71項）。

また、非公開会社でない会社の子会社は、定款上は非公開会社であっても、公開会社とみな

される旨が規定されました（同項但書）。この点、外国企業が親会社となってインドに非公開会社を設立する場合にもこの規定が適用されるかについては必ずしも明確とは言えず、今後の立法ないし当局による運用によって明確化されることが望まれます。

ニ. 「支配 (control)」の明確化 (施行済み)

旧会社法では、「支配 (control)」の意義は必ずしも明確ではありませんでしたが、新会社法では、「支配」の意義の明確化が図られています (2条27項)。

新会社法において、「支配」には、株式保有、経営権、株主間契約、議決権行使契約その他の方法により、単独又は共同で、直接的又は間接的に、①取締役の過半数を選任することができる権利、又は②経営若しくは方針決定を支配することができる権利が含まれます。

ホ. 「プロモーター (promoter)」の定義の新設 (施行済み)

旧会社法では、「プロモーター (promoter)」の定義は規定されておらず、その意義は必ずしも明確ではありませんでした。

新会社法では、「プロモーター」の定義が新設されています (2条69項)。新会社法における「プロモーター」とは、①目論見書若しくは年次報告書で指名されている者、②直接的若しくは間接的に会社の運営を支配している者、又は③その者の助言、指示若しくは指図に従い取締役会が活動している場合における当該者をいうとされました。

ヘ. 「主要経営責任者 (key managerial personnel)」の新設 (定義のみ施行済み。但し選任義務は未施行であるため、規定全体としては実質的に未施行)

新会社法では、「主要経営責任者 (key managerial personnel)」という概念が新設されています (2条51項)。「主要経営責任者」とは、以下に掲げる者をいいます。

- ①CEO (chief executive officer)、マネージング・ディレクター (managing director) 又はマネージャー (manager)
- ②会社秘書役 (company secretary)
- ③ホールタイム・ディレクター (whole-time director)
- ④CFO (chief financial officer)
- ⑤その他施行規則等で別に定める者

新会社法では、一定の会社は、常勤の主要経営責任者として、①マネージング・ディレクター、CEO 又はマネージャー (これらの者がいない場合には、ホールタイム・ディレクター)、②会社秘書役、及び③CFO を選任しなければならないとされています (203条1項)。これを受けた新会社法施行規則案では、上場会社及び払込資本が5,000万ルピー以上の会社について、主要経営責任者の選任が義務付けられています。非公開会社であっても一定の規模の会社はマネージング・ディレクター等を設置しなければならないこと、CFOの設置も法律上要求されることがある点に留意が必要です。なお、上記の「主要経営責任者」の定義 (2条51項) については、2013年9月12日付けで既に施行済みですが、主要経営責任者の選任義務 (203条1項) については、本日現在においては未施行です。

ト. 「関連当事者 (related party)」の定義の新設 (定義のみ施行済み。但し関連当事者取引の制限は未施行であるため、規定全体としては実質的に未施行)

旧会社法では、「related parties」の定義が明確ではありませんでしたが、新会社法では、「関

連当事者 (related party)」の定義規定が新設されています (2条76項)。新会社法における「関連当事者」とは、以下に掲げる者をいいます。

- ①取締役又はその親族
 - ②主要経営責任者又はその親族
 - ③取締役、マネージャー又はその親族がパートナーである団体
 - ④取締役又はマネージャーが株主又は取締役である非公開会社
 - ⑤取締役若しくはマネージャーが取締役である公開会社又は取締役若しくはマネージャーがその親族と合わせて払込資本の2%超を保有する公開会社
 - ⑥その取締役会、マネージング・ディレクター又はマネージャーが取締役又はマネージャーの助言、指示若しくは指図に従い活動している法人
 - ⑦その者の助言、指示若しくは指図に従い取締役又はマネージャーが活動している場合における当該者
 - ⑧親会社、子会社若しくは関連会社、又は親会社の別の子会社
 - ⑨その他施行規則等で別に定める者
- ※ 新会社法施行規則案では、親会社、子会社又は関連会社の取締役又は主要経営責任者又はその親族、並びに、会社、親会社、子会社又は関連会社のシニア・マネジメントの職に任命されている者 (取締役会以外のマネジメント・チームのメンバー等) が規定されています。

新会社法では、関連当事者との間で、以下に関する契約の締結等を行おうとする場合には、原則として、取締役会の承認及び施行規則等で別に定める条件に従うことが必要となります (188条1項)。なお、上記の「関連当事者」の定義 (2条76項) については、2013年9月12日付けで既に施行済みですが、ここで説明する関連当事者との取引に係る制限 (188条) については、本日現在においては未施行です。

- ①商品等の販売、購入又は供給
- ②資産の譲渡その他の処分又は譲受け
- ③資産の賃貸
- ④サービスの利用又は提供
- ⑤商品等の販売等に関する代理人の選任
- ⑥会社、子会社又は関連会社における役職等への選任
- ⑦会社の有価証券等の引受け

新会社法 188 条 1 項を受けた新会社法施行規則案は、関連当事者取引を行う場合の条件として、行おうとする関連当事者取引の内容を取締役会招集通知により開示すること及び当該関連当事者取引と利害関係を有する取締役が取締役会に出席しないことを規定しています。

また、会社の払込資本が一定の金額以上である場合等、一定の場合には、株主総会の特別決議による事前の承認も必要となります (同項第一但書)。新会社法施行規則案では、払込資本が 1,000 万ルピー以上である場合、一会計年度あたりの関連当事者取引が会社の最新の監査済み会計書類における年間売上高の 5% 又は純資産の 20% を超える場合等が、株主総会の特別決議による事前の承認が必要な場合として規定されています。

なお、通常の業務の過程で行われる関連当事者取引については、独立当事者間取引と同様の条件 (arm's length) で行われる限り、本条項に基づく取締役会及び株主総会の承認は不要となります (同項第三但書)。

チ. 「会計年度 (financial year)」の定義の見直し (未施行)

旧会社法では、会社は会社法上は会計年度を自由に設定することができましたが、新会社法では、会計年度の定義が見直され、原則として、当年4月1日から翌年3月31日までを会計年度としています(2条41項)。現在、新会社法が定める会計年度とは異なる会計年度を設定している会社については、本規定の施行から2年以内に会計年度を変更することが必要となります。もっとも、税務申告の関係上、現行法においてもほとんどの会社が会計年度を当年4月1日から翌年3月31日までとしています。

(2) 株主総会

イ. 招集通知 (一定の決議事項に関する説明書の添付のみ施行済み)

会社が株主総会を招集するには、開催日の21日前までに全株主に対して招集通知を交付することが必要とされています(101条1項)。

この点、旧会社法では書面による通知が要求されていましたが、新会社法では、招集通知を交付するにあたって、施行規則等で別に定める場合には電磁的方法を利用することが認められています。電磁的方法の具体的な内容については、新会社法施行規則案において公表されています。なお、本条については、本日現在において未施行です。

また、旧会社法では、非公開会社について、定款に定めがある場合には、一定の決議事項に関する説明書の招集通知への添付を省略することが認められていました。他方、新会社法では、同様の省略を認める規定が存在しないため、非公開会社であっても、一定の決事事項に関する説明書の添付が必要になるものと考えられます(102条1項)。なお、本条については、2013年9月12日付けで既に施行済みです。

ロ. 定足数 (施行済み)

旧会社法では、公開会社における株主総会の定足数は、一律に5名以上とされていました。

新会社法では、公開会社における株主総会の定足数は、株主数によって異なり、株主数が1,000名以下の場合には5名以上、1,000名超5,000名以下の場合には15名以上、5,000名超の場合には30名以上とされています(103条)。なお、非公開会社における株主総会の定足数は、旧会社法と同じく、2名以上とされています。

ハ. 電磁的方法による議決権行使 (未施行)

新会社法では、中央政府は、一定の会社に対して電磁的方法による議決権行使を認めることができます(108条)。

ニ. 投票請求 (施行済み)

株主総会における議決権行使は、原則として挙手により行われます(107条)。旧会社法では、一定の要件を満たす株主に対して、挙手に代えて投票による議決権行使を請求することが認められていました。

新会社法では、当該権利の行使要件が見直され、公開会社、非公開会社を問わず、株主総会に出席する株主(委任状による出席を含む。)のうち総議決権の10%以上の議決権を保有する株主又は合計50万ルピー以上(若しくは施行規則等で別に定める額以上)に相当する払込資本を有する株主の請求がある場合には、挙手に代えて投票による議決権行使を請求することが認められています(109条)。なお、上記の投票請求の行使要件のうち、最低保有払込資本の金

額を引き上げる施行規則案等は、本日現在において公表されていません。

ホ. 郵便投票 (postal ballot) (未施行)

旧会社法では、上場会社が、一定の事項について、株主総会での決議に代えて郵便投票により決議を行うことが認められていました。

新会社法では、郵便投票を行うことができる会社の範囲が拡大され、非上場会社も、一定の事項について、株主総会の決議に代えて郵便投票による決議を行うことが認められ、あるいは義務付けられています (110 条)。但し、郵便投票の対象となる決議事項に関する施行規則案はまだ公表されていません。

ヘ. 特別決議事項の追加 (施行済み)

旧会社法では、公開会社及びみなし公開会社において、取締役会が一定の事項 (事業の全部又は実質的な事業の全部の譲渡 (会社が営む事業が複数ある場合、そのいずれかの事業の全部または実質的な全部の譲渡)、合併により得られた資金の投資、払込資本金及び自由準備金の合計額を超える借入等) について意思決定を行う場合には、株主総会の普通決議が必要とされてきました。

新会社法では、同様の事項について、株主総会の特別決議が必要とされています (180 条 1 項)。

なお、旧会社法では、上記の「事業」及び「実質的な事業の全部」の意義が不明確でしたが、新会社法では、本規定における「事業 (undertaking)」とは、前会計年度の監査済み貸借対照表において、会社がその純資産の 20% 超を投資している事業又は会社の収益の 20% を占めている事業をいい、「実質的な事業の全部 (substantially the whole of the undertaking)」とは、前会計年度の監査済み貸借対照表における事業の価値の 20% 以上をいうものとされています。

(3) 取締役

イ. 取締役の居住義務 (未施行)

旧会社法では、公開会社のマネージング・ディレクター等を除き、取締役がインドにおいて居住している必要はなく、特に非公開会社であれば、全ての取締役を非居住者とすることも可能でした。

新会社法では、公開会社、非公開会社を問わず、1 名以上の取締役が前年において合計 182 日以上インドに滞在していることが義務付けられています (149 条 3 項)。

本規定が施行された場合、日本の居住者のみでインドに会社を設立することはできなくなります。日本企業にとって、取締役の適任者をインド居住者の中から確保することや、日本人が取締役に選任されるに先立ってインドに 182 日以上滞在することは必ずしも容易ではない場合も多いため、本規定への対応は、日本企業にとって課題となり得ます。

ロ. 女性取締役の選任義務 (未施行)

新会社法では、1 名以上の女性取締役を選任することが、一定の会社に対して新たに義務付けられています (149 条 1 項第二但書)。本規定を受けた新会社法施行規則案は、女性取締役の選任が義務付けられる会社として、①上場会社及び②資本金が 10 億ルピー以上の公開会社、及び③売上高が 30 億ルピー以上の公開会社を規定しています。女性取締役の選任については、新会社法施行規則案において、選任まで一定期間の猶予が与えられているものの、現在女性の取締役を有していない会社にとっては適任者の確保が課題となり得ます。

ハ. 独立取締役 (independent director) の選任義務 (未施行)

旧会社法には独立取締役に関する規定はなく、証券取引所の上場契約により、上場会社に対して、独立取締役の選任が義務付けられていました。

新会社法では、上場公開会社に対して、取締役の3分の1以上を独立取締役とすることが義務付けられています(149条4項)。また、新会社法施行規則案では、①資本金が10億ルピー以上の公開会社、②売上高が30億ルピー以上の公開会社、及び③負債総額が20億ルピーを超える公開会社に対しても、取締役の3分の1以上を独立取締役とすることが義務付けられています。新会社法における「独立取締役」とは、マネージング・ディレクター (managing director)、ホールタイム・ディレクター (whole-time director)、ノミネー・ディレクター (nominee director) 以外の取締役で、次に掲げる要件を満たす者をいいます(同条6項)。

- (イ) 高潔でかつ専門的知識と経験を有していること
- (ロ) 会社、親会社、子会社又は関連会社のプロモーターでなく、かつ過去にこれらのプロモーターになったことがないこと、並びに、会社、親会社、子会社又は関連会社のプロモーター又は取締役の親族でないこと
- (ハ) 直前の2会計年度又は当会計年度において、会社、親会社、子会社若しくは関連会社、又はそれらのプロモーター若しくは取締役との間で、金銭的な関係を有していないこと
- (ニ) 直前の2会計年度又は当会計年度において、会社、親会社、子会社若しくは関連会社、又はそれらのプロモーター若しくは取締役との間で、金銭的な関係及びそれらの総売上高若しくは総所得 (gross income) の2%以上又は500万ルピー若しくは施行規則等で別に定める額に相当する取引を行っている親族がいないこと
- (ホ) ①直前の3会計年度において、会社、親会社、子会社若しくは関連会社の主要経営責任者又は従業員でないこと、これらの者に該当する親族がいないこと、②直前の3会計期間において、会社、親会社、子会社若しくは関連会社の監査法人等の従業員、経営者若しくはパートナーでないこと、これらの者に該当する親族がいないこと、③親族と合わせて会社の総議決権の2%以上を保有していないこと、④会社、プロモーター、取締役又は親会社、子会社若しくは関連会社から収益の25%以上の出捐を受けている非営利団体又は会社の総議決権の2%以上を保有している非営利団体の役員でないこと、これらの者に該当する親族がいないこと
- (ヘ) 施行規則等で別に定めるその他の適格性を有していること(本規定を受けた新会社法施行規則案は、金融、法律、経営、販売、マーケティング、管理、研究、コーポレート・ガバナンス、技術的な業務その他会社の業務に関する分野のうち、1つ以上の分野について、技術、経験及び知識を適切なレベルで保持していることを要件としています。)

独立取締役の任期は、5年間とされており、会社の特別決議をもって再任されることもできます(同条10項)。但し、3期以上継続してその職務に就くことはできず、再度、独立取締役として選任されるためには、当初の任期の終了から3年が経過しなければなりません(同条11項)。この3年間は、直接間接を問わず、いかなる役職についても会社に任命されることはできず、また、会社と関係を持つことはできません(同項但書)。

独立取締役の選任が義務付けられる会社においては、上記の要件を踏まえて、適切な人材の確保を検討しておくことが必要となります。

ニ. 取締役の員数の見直し (未施行)

旧会社法では、取締役の員数は、公開会社について原則として12名までとされていました。

新会社法では、取締役の員数が、公開会社、非公開会社を問わず、原則として15名までとされました(149条1項)。なお、旧会社法と同じく、新会社法においても、公開会社の場合は3名以上、非公開会社の場合は2名以上の取締役を選任することが必要です(同項)。また、一人会社の場合は1名の取締役の選任で足りります。

ホ. 取締役の兼職制限の見直し(未施行)

旧会社法では、取締役がその取締役としての職務を兼職することができる会社の数は、15社までとされていました。

新会社法では、その数が20社に引き上げられています(165条1項)。但し、取締役として選任される会社が公開会社の場合は、10社を超えることができません。

ヘ. 取締役の責任の軽減(未施行)

新会社法では、一定の取締役について、その責任が軽減されています。すなわち、①独立取締役、並びに②プロモーター及び主要経営責任者以外の非業務執行取締役(non-executive director)は、取締役会を通じてその認識のもとに行われた会社の作為又は不作為、その同意若しくは黙示の同意に基づき行われた会社の作為又は不作為、並びにその任務懈怠に対してのみ責任を負います(149条12項)。

ト. 取締役の欠格事由の追加(未施行)

旧会社法では、取締役の欠格事由として、①裁判所により心神耗弱の認定を受けたことがある者、②免責を受けていない破産者、③破産申請がなされ手続中である者、④不徳行為等により有罪判決を受け、6ヶ月以上の懲役判決を宣告され、判決の満了日から5年が経過していない者、⑤その保有する株式の払込みを怠り、6ヶ月が経過している者、⑥裁判所により不適格者の認定を受けた者、⑦3会計年度にわたり会計書類等を提出していない公開会社又は1年以上社債の利息、配当等の支払いを怠っている公開会社の取締役である者が規定されていました。

新会社法では、これらの欠格事由に加えて、⑧過去5年間に関連当事者取引に係る法令違反について有罪とされたことがある者(164条1項g号)、⑨取締役識別番号(Director Identification Number)を取得していない者(同項h号)が追加されています。また、上記⑦については、当該取締役が、当該公開会社による懈怠から5年間、当該公開会社の取締役に再任されることができないこと、及び他の会社の取締役に選任されることができないことが規定されています(同条2項)。

新たに追加された欠格事由に該当するおそれのある取締役が選任されている会社においては、あらかじめ当該取締役の変更を検討しておく必要があります。

チ. 取締役等に対する貸付制限等の見直し(施行済み)

旧会社法では、公開会社による取締役等に対する貸付け、取締役等の借入れに係る保証又は担保提供は、原則として、中央政府の事前の許可がある場合に限り認められていました。

新会社法では、公開会社、非公開会社を問わず、取締役等に対する貸付けは、全従業員に対する雇用条件の一環として行う場合、株主総会の特別決議による承認がある場合のほか、通常の業務の過程においてインド準備銀行が定める金利を下回らない場合に限り認められています(185条1項)。また、取締役等の借入れに係る保証又は担保提供は、通常の業務の過程においてインド準備銀行が定める金利を下回らない借入れに係るものに限り認められています。

リ. 現金以外を対価とする取引の制限 (施行済み)

新会社法では、新たに、会社が、①その取締役（親会社、子会社若しくは関連会社の取締役を含む。）又は当該取締役の関係者が現金以外を対価として当該会社から資産を譲り受けることを合意する場合、又は、②現金以外を対価として当該取締役等から資産を譲り受けることを合意する場合には、当該合意について株主総会の事前の承認が必要とされています（192条1項）。なお、当該取締役が親会社の取締役である場合には、当該親会社における株主総会の承認も必要となります。

ヌ. 取締役会の開催 (未施行)

旧会社法では、各四半期に1回以上、年4回以上の取締役会の開催が義務付けられていました。

新会社法では、年4回以上の取締役会の開催が義務付けられている点は変わらないものの、各四半期に1回以上ではなく、各取締役会開催日の間隔を120日以下としなければならないとされています（173条1項）。

(4) 監査人

イ. 監査人の任期の見直し (未施行)

旧会社法では、監査人は、定時株主総会毎に選任することが義務付けられていました。

新会社法では、毎年定時株主総会で承認されることを前提に、6回毎の定時株主総会において選任することが義務付けられています（139条1項）。一人会社及び小会社以外の会社は、監査人が自然人の場合は1期（5年間）、法人の場合は2期（10年間）、監査人を選任することができますが、監査人の独立性を担保するため、任期満了から5年を経過しなければ、再任することができないとされています（同条2項）。

ロ. 監査人の職務 (未施行)

新会社法では、監査人の独立性を担保するため、監査人は、原則として、監査業務のほか、取締役会又は監査委員会により承認された業務のみを行うことができるとされています（144条）。記帳サービスや内部監査サービス等の提供は明示的に禁止されています。

ハ. 取締役及び従業員による監視機能 (未施行)

新会社法では、上場会社及び施行規則等で別に定める会社に対して、取締役及び従業員が監査委員会に対して問題点の報告を行うための監視体制（vigil mechanism）の整備が義務付けられています（177条9項）。これを受けた新会社法施行規則案は、①公衆から預託を受けている会社、並びに②銀行及び公的金融機関から5億ルピー超の借入れを受けている会社に対して、監視体制の整備を義務付けています。

(5) 委員会

イ. 指名・報酬委員会 (Nomination and Remuneration Committee) の新設 (未施行)

新会社法では、上場会社及び施行規則等で別に定める会社は、指名・報酬委員会を設置することが義務付けられています（178条1項）。同委員会は、3名以上の非業務執行取締役

(non-executive director) から成り、そのうち半数以上を独立取締役としなければなりません。同委員会は、取締役の候補者の選定及び取締役会への推薦、取締役の遂行業務の評価を行うとともに、取締役の適格性等に関する基準の策定や取締役、主要経営責任者その他の従業員の報酬に関する基本方針の取締役会への推薦等を行います（同条2項、3項）。

ロ. 利害関係者委員会（Stakeholders Relationship Committee）の新設（未施行）

新会社法では、一会計年度における株主、社債権者、出資者その他の有価証券保有者の数が1,000名を超える会社は、利害関係者委員会を設置することが義務付けられています（178条5項）。同委員会は、非業務執行取締役が委員長となり、取締役会が定める委員により構成されます。同委員会は、会社の有価証券保有者の苦情処理を行います（同条6項）。

ハ. CSR（Corporate Social Responsibility）委員会の新設（未施行）

新会社法では、①純資産が50億ルピー以上、②売上高が100億ルピー以上、又は③純利益が5,000万ルピー以上の会社に対して、企業の社会的責任に関する方針の策定等を行うCSR委員会の設置が義務付けられています（135条1項）。同委員会は、3名以上の取締役から成り、そのうち少なくとも1名は独立取締役としなければなりません。

また、上記の会社は、直前の3会計年度における平均純利益（net profits）の2%以上をCSRに関して支出しなければならないとされています（同条5項）。本規定が施行された場合には、本来の事業活動とは別にCSR活動も念頭においた事業計画の策定が必要になるものと考えられます。

なお、新会社法の別紙VII、及び現時点での会社法施行規則案によれば、CSR活動は、下記の活動を含む活動であるとされています。

- ① 貧困や飢餓の撲滅
- ② 教育の推進
- ③ 男女同権、女性の権利の強化の推進
- ④ 小児死亡率の減少および母体衛生の推進
- ⑤ ヒト免疫不全ウイルス、免疫不全症候群、マラリア及びその他病気の治療
- ⑥ 環境の持続的可能性の確保
- ⑦ 雇用機会を増大させる職業訓練
- ⑧ 社会的事業プロジェクトの実施
- ⑨ 中央政府、州政府により、社会経済開発目的で設立された救済基金への寄付
- ⑩ その他の政府が定める活動

(6) 組織再編

イ. 事業譲渡の承認方法の見直し（施行済み）

前記「1(2)～」に記載のとおり、旧会社法では、公開会社及びみなし公開会社において、取締役会が事業の全部又は実質的な事業の全部の譲渡（会社が営む事業が複数ある場合、そのいずれかの事業の全部または実質的な全部の譲渡）について意思決定を行う場合には、株主総会の普通決議が必要とされていました。

新会社法では、同様の事項について、株主総会の特別決議が必要とされています（180条1項）。

なお、こちらも「1(2)～」に記載のとおり、旧会社法では、上記の「事業」及び「実質的な事業の全部」の意義が不明確でしたが、新会社法では、本規定における「事業（undertaking）」

とは、前会計年度の監査済み貸借対照表において、会社がその純資産の20%超を投資している事業又は会社の収益の20%を占めている事業をいい、「実質的な事業の全部 (substantially the whole of the undertaking)」とは、前会計年度の監査済み貸借対照表における事業の価値の20%以上をいうものとされています。

ロ. 外国企業によるインド企業の吸収合併の解禁 (未施行)

旧会社法では、インド企業による外国企業に対する吸収合併は認められていたものの、外国企業がインド企業を吸収合併により吸収することは認められていませんでした。

新会社法では、新たに外国企業によるインド企業に対する吸収合併が認められています (234条)。但し、吸収合併を行うことができる外国企業は、中央政府が別途通知する国の法律に基づき設立されたものに限られます。

インドの新会社法上は外国企業によるインド企業の吸収合併の可能性が認められたものの、少なくとも日本の登記実務上は、外国会社との合併登記は日本の法務局において受理されないため、日本企業がインドの会社を吸収合併することは、新会社法においてもできないものと思われま

ハ. 簡易合併制度の導入 (未施行)

新会社法では、小会社間の合併、親会社と完全子会社間の合併その他施行規則等で別に定める会社の合併について、簡易合併手続きが設けられています (233条1項)。なお、簡易合併手続きを行うことができる会社の範囲を定める施行規則案等は、本日現在において公表されていません。

ニ. スクイズアウトの導入 (未施行)

旧会社法では、少数株主が保有する株式を取得する方法が十分ではなかったため、完全子会社化等が困難であると考えられていました。

新会社法では、新たにスクイズアウトに関する規定が整備されています。すなわち、新会社法では、合併、株式交換、有価証券の転換その他の理由により、①買付者 (acquirer) 若しくはその共同行為者 (person acting in concert) が会社の払込資本の90%以上を保有することとなる場合、又は②個人若しくは集団が多数派若しくは会社の払込資本の90%を保有することとなる場合には、当該買付者等は、会社に対して、残りの資本株式を買い取るかどうかを通知しなければなりません (236条1項)。少数株主に対する買取りの申込みは、別に定める規則に従い登録鑑定士 (registered valuer) が行う評価に基づき決定される価格によらなければなりません (同条2項)。また、少数株主は、多数株主に対して、別に定める規則に従い決定される価格により、その保有する株式の売却の申込みをすることができます (同条3項)。これらを受けた新会社法施行規則案では、価格評価に関する規則が規定されています。必ずしも十分とは言えませんが、スクイズアウトの導入により、完全子会社化等が円滑に進むことが期待されます。

(7) 取引の公正

イ. インサイダー取引規制の導入 (施行済み)

新会社法では、新たに、非上場会社を含む全ての会社の株式について、原則として、インサイダー取引を行うことが禁止されています (195条1項)。但し、通常の業務、専門的業務又は雇用の過程で必要となる行為及び法令に基づく情報伝達行為は、禁止の対象から除外されていま

す。

本規定における「インサイダー取引 (insider trading)」とは、①会社の取締役、主要経営責任者その他の役員が会社の有価証券に関する未公表の「価格に影響を及ぼす情報」を入手できると合理的に期待される場合における、当該取締役等による当該有価証券の取得の申込み、買入れ、売却、取引又はそれらを承諾する行為、並びに②「価格に影響を及ぼす情報」の取得に関して助言する行為又は価格に影響を及ぼす情報を伝達する行為をいいます。

また、「価格に影響を及ぼす情報 (price sensitive information)」とは、会社に直接的又は間接的に関わる情報であって、公表されると当該会社の有価証券の価格に重大な影響を及ぼすおそれがあるものをいいます。

上場会社の有価証券については従前からインド証券取引委員会が制定する規則においてインサイダー取引は規制されていましたが、新会社法は、有価証券の上場、非上場の区別なく、同様の規制を課すものに思われます。もっとも、非上場会社において情報の公表をどのように行うのか、また非上場会社の株式の「価格」をどのように定めるのかなど、不明確な点も多いため、今後の会社法施行規則による明確化が待たれます。

なお、インサイダー取引規制に違反した場合には、5年以下の懲役又は50万ルピー以上2億5,000万ルピー以下の罰金若しくはインサイダー取引により得られた利益の3倍に相当する額のいずれか高い額が科され又はこれらが併科されます (同条2項)。

ロ. フォワード取引規制 (コールオプションやプットオプションの購入) の導入 (施行済み)

新会社法では、新たに、取締役及び主要経営責任者が、会社、親会社、子会社若しくは関連会社の有価証券について、フォワード取引 (コールオプションやプットオプションの購入) を行うことが禁止されています (194条1項)。フォワード取引規制に違反した場合には、2年以下の懲役若しくは10万ルピー以上50万ルピー以下の罰金が科され又はこれらが併科されます (同条2項)。

(8) その他

イ. クラスアクションの導入 (未施行)

新会社法では、新たにクラスアクションに関する規定が設けられています (245条1項)。100名以上の株主等は、会社法審判所 (National Company Law Tribunal) に対して、例えば、以下に掲げる命令を求める旨の申請書を提出することができます。

- ①会社が定款に定められた権限を越える行為を行うことを禁止すること
- ②会社が定款に定められた条項に違反することを禁止すること
- ③会社、取締役等に対して損害賠償を請求すること等

会社が同機関の命令に従わない場合には、当該会社に対して50万ルピー以上250万ルピー以下の罰金が科されるとともに、当該会社の役員に対して3年以下の懲役及び2万5,000ルピー以上10万ルピー以下の罰金が科されます (同条7項)。

ロ. 詐欺行為 (fraud) に関する罰則の新設 (施行済み)

新会社法では、会社の運営に関する詐欺行為について罰則規定が新設されています (447条)。本規定における「詐欺行為 (fraud)」には、違法な利益又は損失の有無にかかわらず、会社、株主、債権者その他の者から不当に利益を得るため又はそれらの利益を害するため、故意に又は認識がありながら行われるあらゆる作為、不作為、事実の隠匿、地位の乱用が含まれます。

詐欺行為を行った者は、6月以上（当該詐欺行為が公共の利益に関するものである場合は3年以上）10年以下の懲役並びに当該詐欺行為により生じた利益若しくは損失に相当する額以上当該額の3倍に相当する額以下の罰金が科されます。

ハ. 会社法審判所 (National Company Law Tribunal) の新設 (施行済み)

旧会社法では、会社法委員会 (company law board)、地方裁判所及び高等裁判所が、会社法に関する紛争解決権限を有していましたが、新会社法では、会社法委員会に代わって、会社法審判所 (National Company Law Tribunal) が設けられています (407条以下)。但し、現時点では、同審判所は設立されていないため、引き続き会社法委員会及び各裁判所が事案を処理していくことになります。

ニ. 公開会社における株式譲渡制限の有効性の明確化 (施行済み)

旧会社法では、公開会社の株式の譲渡を制限する旨の株主間契約の有効性は、必ずしも明らかではありませんでした。新会社法では、このような株主間契約も契約として有効である旨が明記されています (58条2項但書)。

ホ. 休眠会社 (dormant company) の概念の導入 (未施行)

新会社法では、新たに休眠会社 (dormant company) の概念が導入されています (455条)。会社が将来のプロジェクトのため又は資産や知的財産を保有するために設立され、かつ会計上重要な取引を行わない場合には、当該会社は、登記所に対して、休眠会社としての登記を申請することができます (同条1項)。休眠会社については、取締役会の開催頻度等のガバナンス上の規制が緩和されます。

2. 一部施行

前記1で個別に解説したとおり、以下に掲げる事項については、2013年9月12日付通達 (Commencement notification) により、既に施行されています。施行された規定の中には、例えば、株主総会を開催するにあたっては、新会社法に基づき、非公開会社であっても、既に一定の決議事項に関する説明書を招集通知に添付しなければならないなど、早急に対応が必要となる事項もあるため、注意が必要です。

(1) 定義

- ① 「非公開会社 (private company)」の定義の見直し (前記1 (1) ハ)
- ② 「支配 (control)」の明確化 (前記1 (1) ニ)
- ③ 「プロモーター (promoter)」の定義の新設 (前記1 (1) ホ)
- ④ 「主要経営責任者 (key managerial personnel)」の新設 (前記1 (1) ヘ)
※ 但し、主要経営責任者の選任を義務付ける規定 (203条1項) は未施行。
- ⑤ 「関連当事者 (related party)」の定義の新設 (前記1 (1) ト)
※ 但し、関連当事者との取引について取締役会の承認等を義務付ける規定 (188条1項) は未施行。

(2) 株主総会

- ① 招集通知 (前記1 (2) イ) のうち、一定の決議事項に関する説明書の添付

- ②定足数（前記1（2）ロ）
- ③投票請求（前記1（2）ニ）
- ④特別決議事項の追加（前記1（2）ヘ）

（3）取締役

- ①取締役等に対する貸付制限等の見直し（前記1（3）チ）
- ②現金以外を対価とする取引の制限（前記1（3）リ）

（4）組織再編

- ①事業譲渡の承認方法の見直し（前記1（6）イ）

（5）取引の公正

- ①インサイダー取引規制の導入（前記1（7）イ）
- ②フォワード取引規制の導入（前記1（7）ロ）

（6）その他

- ①詐欺行為（fraud）に関する罰則の新設（前記1（8）ハ）
- ②会社法審判所（National Company Law Tribunal）の新設（前記1（8）ニ）
 - ※但し、現時点では、同審判所は設立されていません。
- ③公開会社における株式譲渡制限の有効性の明確化（前記1（8）ホ）

3. おわりに

新会社法は、旧会社法を抜本的に改正するものです。にもかかわらず、その完全な施行時期は依然として不透明であり、2013年8月の法律の成立からほとんど間を置かずに一部の規定が施行されたように、今後も、重要な改正事項が十分な周知期間を置かずに施行されてしまうおそれもあります。

インドでビジネスを行う日本企業は、今のうちから新会社法が施行されることによる影響について、十分に検討を進めておくべきでしょう。

以上

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、以下の連絡先までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
弁護士 琴 浦 諒
電話（直通）：03-6888-1161
E-mail: ryo.kotoura@amt-law.com
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
インド・プラクティスチーム

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー 18階～24階（※当事務所は、業務と弁護士数の拡大に合わせ、2013年7月17日付けで東京オフィスを現在の所在地に移転いたしました）
<http://www.amt-law.com/>

本ニュースレターの配信の停止をご希望の場合には、大変お手数ですが、ryo.kotoura@amt-law.comまで、配信停止とご記載の上ご連絡頂けると幸いです。

© Anderson Mori & Tomotsune 2013